

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的 (第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念 (第2条)

- ① 国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ② 日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③ 結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④ 仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤ 地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥ 地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効果的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦ 国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部 (第11条～第20条)

- 本部長：内閣総理大臣
- 副本部長(予定)：内閣官房長官 地方創生担当大臣
- 本部長：上記以外の全閣僚

まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定) (第8条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(努力義務) (第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(努力義務) (第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日(平成26年11月28日)。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

全体スケジュール(イメージ)

(まち・ひと・しごと創生本部説明資料)

2014年 9月 10月 11月 12月 2015年1~3月 2015年度

本国会合

第一回
・基本目標・基本
姿勢の提示

第二回
・「長期ビジョン」
と「総合戦略」の
論点提示

第三回
・「長期ビジョン」と
「総合戦略」の骨子
議論

第四回
・「長期ビジョン」及
び「総合戦略」につ
いて政府決定

まち・ひと・しごと創生会議

第一回
・基本的な考え
方、論点を提示

第二回
・論点に関する意
見交換、基本政
策検討の報告

第三回
・「長期ビジョン」及び
「総合戦略」の骨子
の提示及び議論

第四回
・「長期ビジョン」
「総合戦略」の審
議、とりまとめ

国と地方との連絡調整

「地方人口ビジョン」や「地方版総合戦略」の策定を支援

地方

「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」
策定準備作業

「地方人口ビジョン」策定
(2014年度～2015年度中)

「地方版総合戦略」策定
(2014年度～2015年度中)

